【Ⅱ－２（患者の視点等／分かりやすい診療報酬体系）－④】

居住系施設等訪問診療料の見直し及び分かりやすい点数設定について

骨子【Ⅱ－２－(3)(4)】

第１　基本的な考え方

居住系施設等訪問診療料等については、複数の患者に対して訪問診療を行う場合、施設の種類により算定可能な点数が異なっていることから見直しを行う。

また、特定集中治療室管理料及び入院中の患者の対診並びに他医療機関受診時の診療報酬算定方法の整理について、分かりやすい点数体系に整理する。

さらに、地域の実情に応じた緩和措置等に関して、一部の地域がその対象から外れていることから、対象地域を見直す。

第２　具体的な内容

１．居住系施設等訪問診療料の見直し

在宅患者訪問診療料については、平成20年度改定において、在宅患者訪問診療料２を新設し、施設等に居住する患者に対して訪問診療等を行った場合の評価として、複数回の算定も可能とした。

一方で、在宅患者訪問診療料２に該当しないマンション等に居住する複数の患者に対して訪問診療を行った場合には、在宅患者訪問診療料１を複数回算定でき、点数設定の不合理が指摘されていることから、見直しを行う。

なお、居住系施設入居者等訪問看護・指導料等、訪問看護基本療養費（Ⅲ）についても同様に算定対象を見直す。

【Ⅱ－４（患者の視点等／患者の心身の特性や生活の質等への配慮）－③】

患者の状態に応じた訪問看護の充実

骨子【Ⅱ－４－(3)】

第１　基本的な考え方

１．患者の状態に応じた訪問看護の充実を図る観点から、医療依存度が高く、処置等に多くの時間を要する重度の褥瘡のある者に対する訪問看護を評価する。

２．また、利用者の身体的状況や暴力・迷惑行為を理由として複数の看護職員で訪問看護を行っている実態があることを踏まえ、看護の困難事例等に対し複数名で行う訪問看護を評価する。

第２　具体的な内容

１．重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡の状態）のある者を重症者管理加算および在宅移行管理加算の対象に加える。

「Ⅲ－４－④」の第２の１．を参照のこと（後述）。

２．末期の悪性腫瘍等の対象となる利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員※と指定訪問看護を行う場合についての評価を新設する。

「Ⅲ－４－④」の第２の２．を参照のこと（後述）。

※訪問看護療養費においては、看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）とする。

患者のニーズに応じた訪問看護の推進

骨子【Ⅲ－４－(1)】

第１　基本的な考え方

１．小規模な訪問看護ステーションが未だ多く、利用者のニーズに対応できない場合があるため、週４日以上の訪問看護が必要な利用者に対し、訪問看護療養費を算定可能な訪問看護ステーション数の制限を緩和する。

２．在宅医療における訪問看護の重要性を考慮し、訪問看護のさらなる質の向上を図るため、安全管理体制の整備を要件とし、訪問看護管理療養費を引き上げる。

第２　具体的な内容

㉂ １．末期の悪性腫瘍等の利用者に対し、同月に訪問看護療養費を算定できる訪問看護ステーション数を３箇所までに拡大する。

［算定要件］

(1)　末期の悪性腫瘍等の利用者であること。

(2)　週７日の指定訪問看護が計画されていること。

㉂ ２．特別訪問看護指示期間中に限り、同月に訪問看護療養費を算定できる訪問看護ステーション数を２箇所までに拡大する。

［算定要件］

(1)　特別訪問看護指示書の交付を受けている利用者であること。

(2)　特別訪問看護指示期間中に週４日以上の指定訪問看護が計画されていること。

３．安全管理体制の整備を要件とした上で、訪問看護管理療養費の評価を引き上げる。

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改定案</th></tr>
<tr><td>【訪問看護管理療養費】
月の初日の場合　7,050円
月の２日目以降の訪問の場合
2,900円</td><td>【訪問看護管理療養費】
月の初日の場合　<u>7,300円</u>　㊎改
月の２日目以降の訪問の場合
<u>2,950円</u>　㊎改

［算定要件］
訪問看護ステーションにおいて、以下の安全管理体制が整備されていること
①　安全管理に関する基本的な考え方、事故発生時の対応方法等が文書化されている。
②　訪問先等で発生した事故、インシデント等が報告され、その分析を通した改善策が実施される体制が整備されている。</td></tr>
</table>

乳幼児等への訪問看護の推進について

骨子【Ⅲ－４－(2)】

第１　基本的な考え方

乳幼児等への訪問看護については、児の特徴を踏まえた吸引や経管栄養等の医療処置に加え、両親の精神的支援といった看護ケアが必要であることから、６歳未満の乳幼児等の在宅患者等への訪問看護について評価を行う。

第２　具体的な内容

６歳未満の乳幼児等の在宅患者等への訪問看護の評価を新設する。

（訪問看護療養費）

新 乳幼児加算（３歳未満）　500 円（１日につき）
幼児加算（３歳以上６歳未満）　500 円（１日につき）

（在宅患者訪問看護・指導料）
（同一建物居住者訪問看護・指導料）

新 乳幼児加算（３歳未満）　50 点（１日につき）
幼児加算（３歳以上６歳未満）　50 点（１日につき）

【Ⅲ－４（質が高く効率的な医療の実現／訪問看護の推進）－③】

訪問看護におけるターミナルケアに係る評価の見直し

骨子【Ⅲ－４－(3)】

第１　基本的な考え方

在宅患者の看取りについて、死期が迫った患者やその家族の不安、病状の急激な変化等に対して、頻回にわたる電話での対応や訪問看護を実施しターミナルケアを行っている場合には、保険医療機関に搬送された場合においても評価を行う。

第２　具体的な内容

在宅等での死亡に限らず、ターミナルケアを行った後、医療機関に搬送され 24 時間以内に死亡した場合においても評価する。

現　行	改定案
【訪問看護ターミナルケア療養費】 20,000 円 在宅で死亡した者に対して、その主治医の指示により、死亡日前 14 日以内に２回以上在宅患者訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合	【訪問看護ターミナルケア療養費】 20,000 円 在宅で死亡した者に対して、その主治医の指示により、死亡日前 14 日以内に２回以上在宅患者訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合（<u>ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む</u>）
【在宅患者訪問看護・指導料　在宅ターミナルケア加算】 2,000 点 在宅で死亡した患者に対して、保険医療機関の保険医の指示により、死亡日前 14 日以内に２回以上在宅患者訪	【在宅患者訪問看護・指導料　在宅ターミナルケア加算】 2,000 点 在宅で死亡した患者に対して、保険医療機関の保険医の指示により、死亡日前 14 日以内に２回以上在宅患者訪

問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合	問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）
【居住系施設入居者等訪問看護・指導料　居住系施設等ターミナルケア加算】 2,000 点 死亡した居住系施設入居者等に対して、保険医療機関の保険医の指示により、死亡日前 14 日以内に２回以上居住系施設入居者等訪問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合	【同一建物居住者訪問看護・指導料　同一建物居住者ターミナルケア加算】 2,000 点 死亡した同一建物居住者に対して、保険医療機関の保険医の指示により、死亡日前 14 日以内に２回以上同一建物居住者訪問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

患者の状態に応じた訪問看護の充実

骨子【Ⅲ－４－(4)】

第１　基本的な考え方

１．患者の状態に応じた訪問看護の充実を図る観点から、医療依存度が高く、処置等に多くの時間を要する重度の褥瘡のある者に対する訪問看護を評価する。

２．また、利用者の身体的状況や暴力・迷惑行為を理由として複数の看護職員で訪問看護を行っている実態があることを踏まえ、看護の困難事例等に対し複数名で行う訪問看護を評価する。

第２　具体的な内容

１．重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡の状態）のある者を重症者管理加算および在宅移行管理加算の対象に加える。

現　行	改定案
【訪問看護療養費　重症者管理加算】 【在宅患者訪問看護・指導料及び居住系施設入居者等訪問看護・指導料　在宅移行管理加算】 特掲診療料の施設基準等　別表第八 在宅患者訪問看護・指導料及び居住系施設入居者等訪問看護・指導料に規定する状態等にある患者 一　在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者 二　在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血	【訪問看護療養費　重症者管理加算】 【在宅患者訪問看護・指導料及び<u>同一建物居住者</u>訪問看護・指導料　在宅移行管理加算】 特掲診療料の施設基準等　別表第八 在宅患者訪問看護・指導料及び<u>同一建物居住者</u>訪問看護・指導料に規定する状態等にある患者 一　在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者 二　在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血

液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 三　ドレーンチューブを使用している状態にある者 四　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 五　在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 三　ドレーンチューブを使用している状態にある者 四　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 五　在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者 六　真皮を越える褥瘡の状態にある者 ［算定要件］（六について） 定期的に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケアの内容等を訪問看護記録書に記録すること。

２．末期の悪性腫瘍等の対象となる利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員※と指定訪問看護を行う場合についての評価を新設する。
（※訪問看護療養費においては看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）とする。）

（訪問看護療養費）

新　複数名訪問看護加算　　看護師等　4,300 円（週１回）
　　　　　　　　　　　　　准看護師　3,800 円（週１回）

（在宅患者訪問看護・指導料）
（同一建物居住者訪問看護・指導料）

新　複数名訪問看護加算
　　保健師、助産師又は看護師　430 点（週１回）
　　准看護師　380 点（週１回）

[算定要件]

(1) 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）が、同時に複数の看護職員※と指定訪問看護を行うことについて、患者又はその家族等に対してその必要性を説明し、同意を得ている場合であること

※訪問看護療養費においては看護師等とする。

(2) 対象となる患者は次のいずれかであり、一人での看護職員による指定訪問看護が困難である場合

① 末期の悪性腫瘍等の者

② 特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けている者

③ 特別な管理を必要とする者

④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者